衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割りに関する意見書

衆議院小選挙区選出議員の一票の格差の是正に向けて、昨年5月に成立した衆議院選挙制度改革関連法では、平成27年の国勢調査で確定した人口及びそれにより算出する平成32年見込人口をもとに、選挙区間の較差を5年間にわたって、2倍未満に抑えるよう区割りを見直すことが定められた。

神奈川県では、衆議院議員選挙区画定審議会が検討している区割り変更について、県内9選挙区の見直しを盛り込んだ「知事意見」を提出しており、その中では、神奈川13区の綾瀬市を神奈川12区の寒川町と入れ替える案となっている。

しかし、現在の13区に位置する座間市を初め、海老名市、大和市、綾瀬市の4市は、ごみ処理や斎場運営などの広域行政を進め、行政、地勢、交通の結びつきが強く、旧高座郡の時代から歴史的にも長く続いている。

選挙区の区割りは市民生活や行政運営に極めて重大な影響を及ぼすものであり、地域の実情を 軽視した区割りは、市民ひいては国民の政治的無関心や不信を増大させることにもつながるもの である。

よって、国においては、選挙区の区割り案の画定に当たっては、単に人口比例配分だけではなく、行政、地勢、交通、歴史的沿革などの実情を踏まえた区割りを画定されるよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

 内閣総理大臣 殿

 総務 大 臣

座間市議会議長 京 免 康 彦